

令和4年第3回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年9月15日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和4年9月15日（午前9時00分）
出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
 4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
 7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
欠席議員 10番 牧 幸作

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	長寿福祉課長	岡谷 吉浩
副 町 長	西岡 一義	産業振興課長	西村 夏之
代表監査委員	山下 幸生	建設水道課長	森井 裕
総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中村 武弘
保健子ども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員長報告
- 日程第3 討論（議案第35号～議案第50号）
- 日程第4 採決（議案第35号～議案第50号、請願第1号～請願第4号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号～発議第4号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（発議第1号～発議第4号）
- 追加日程第3 質疑（発議第1号～発議第4号）
- 追加日程第4 討論（発議第1号～発議第4号）
- 追加日程第5 採決（発議第1号～発議第4号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第35号 令和3年度 度会町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和4年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第37号 令和4年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第38号 令和4年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第39号 令和3年度 度会町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和3年度 度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和3年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和3年度 度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和3年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和3年度 度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和3年度 度会町水道事業会計決算の認定について
- 議案第46号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 度会町税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第49号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第50号 度会町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しにつき同意を求めることについて
- 報告第4号 令和3年度 度会町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 請願第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 請願第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書
- 請願第4号 防災対策の充実を求める請願書
- 発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

◎開会の宣告

(9時00分)

○議長(濱岡 裕之) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和4年第3回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので御了承をお願いいたします。

なお、本日、10番 牧 幸作君が欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番(長谷川多一) おはようございます。今、質問を許可いただきましたので、本日は若干ごみの処理について2点ほどお伺いしたいと思ひまして、質問させていただきます。

まず、資源ごみについてですが、通告書にも書かせていただきましたように、現在、前回の議会におきましても、リサイクルステーションの設置をしていただくということで、町内5か所程度ということを知っておりますが、それにつきまして、別にそれを反対するわけではございませんが、内容について少しお聞かせをいただけたらと思ひます。

まず、現在の資源ごみの排出状況についてどのようになっているか、種類別にどのぐらいの量が出るのかなというところを教えてくださいと思ひます。

2番目には、リサイクルステーションに出される資源ごみの見通しですね。せっかく5か所なりある程度のお金をかけて設置していただくわけですので、当然それなりに便利になって、排出量も多くなるというように見通しをしていただいておりますが、その辺についてどのぐらい見込んでみえるかというところをお聞かせいただければと。

また、現在、現状出された資源ごみについて、どこで、どのように処理をされているのか、その現状についてお聞かせをいただけたらと思ひます。

まず1点、資源ごみについてよろしくお願ひいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

資源ごみについての質問にお答えをいたします。

新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した度会町リサイクルステーション新設工事は、年内完成を目途に取り組んでおります。

設置場所につきましては、これまでに御説明しておるとおり、町民の利便性を考慮した、内城田、中川、小川郷、一之瀬地区各1か所に内城田大橋右岸側の三差路を加えた5か所で進めております。

御質問の資源ごみの現状の取扱量及び処理方法など、詳しい説明については、担当課長が説明をいたします。

○議長（濱岡 裕之） 建設水道課、森井課長。

○建設水道課長（森井 裕） それでは、御質問にお答えします。

町内における資源ごみは、令和3年度に約317トンが一般家庭から排出されました。中でも排出量が多い3種類で見えますと、古紙約113トン、瓶約56トン、プラスチック製容器包装類約43トンとなっています。ここ近年では、CO₂削減施策に取り組んできた結果から、その量は減りつつありますが、10年前と比べると約100トン以上も増加しているということが現実です。

リサイクルステーションに出される資源ごみの見通しについては、現在設置を進めておりますリサイクルステーション5か所では、古紙・古布における年間排出量約130トンのうち、持込分約55%の量の半分に当たる約36トンを想定しております。

資源ごみの処理方法は、プラスチック、ペットボトル、瓶及び小型家電製品については、伊勢広域環境組合リサイクルプラザに搬出しており、また、缶、古紙及び古布類については、民間事業者へ売却しています。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川多一議員。

○4番（長谷川多一） 大体の状況は分かったんですが、一つだけ最後をお願いをしたいと思うんですが、古紙、ちょっとこの通告書の古布が国府になってますので、これまた訂正しておいてください。

古紙につきましては、私ども見てますと、新聞を集める日なんか決まると、前もって、業者さんだと思うんですが、オートバイでだあっと寄せてるところをよく見るんですね。それは別にどう扱うかは別の問題として、ただ、こういうリサイクルステーション、せっかく古紙・古布の5か所に集める場所をつくっていただくと、管理によっては、業者がトラックで来て持っていくというようなことが起きるんじゃないかなと。せっかくの資源ですのでね、その辺が勝手に持ち出されないように、ちょっと管理方法を、ただ、あまり厳重にしますと、町民が持

ち込むときに困ると思うんで、その辺基準難しいと思うんですけど、その辺を十分注意というか、検討していただいて、業者の餌にならないように、できればやっていただければ幸いかなと思いますので、一度、再度御検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。これにつきましてはありがとうございました。

次に私がお聞きしたいのは、プラスチック新法についてなんですが、このプラスチック新法につきましては、今年度の4月に施行されて、現在施行されてるわけですけども、当町においては来年の春から開始をめどにプラスチックの分別収集の準備が進められてるような話を聞いてるんですが、公式には聞かせてもらってないので、その辺がどうなっとるのかなというのと、下にも書きましたように、結局、分別収集する場合、今でも7種類も分けて家でごみを分別してるわけなんですけど、これに新たにプラスチックというものを、今でもあるわけですけど、プラスチックの収集は。どの辺までがこの分別収集の、特に、次に再商品化という問題があるわけですけど、どこまで対象にするのか。洗ってあるものじゃなきゃ駄目なのかとか、例えば農業用のマルチなんかは土がついとるわけですけど、こういうのは出されると多分困ると思うんですけど、こういうものはプラスチックとして出してくださいよというものを周知していただいて、それをやることによって、町民としても、ここにも書きましたけども、どういう、メリットというわけじゃないですけど、やる意義を十分考えていただける、これやったらやらないかなと思うような周知の徹底方法を一度検討していただいて、多分やっていただいとると思うんですけど、ただ単に広報に載せましたというだけの問題じゃなくて、せつかく新たな法律ができてますので、この辺について1回でも2回でも町民への周知をしていただきたい、積極的に協力していただけるような内容にしていただければなというように思っていますので、その辺の準備がどうなっとるかというのをお聞きしたいのと、2点目として、今度のこの法律は、私もあまり詳しくないんですが、地方自治体としては分別収集と再商品化という義務が負わされるように聞いてます。

まあいろんなやり方があるようですけども、分別収集については当然、今申し上げたとおりで、集めていただけるということなんですけど、再商品化ですね、集めたものを。これをどのような方向で持っていかれる予定なのか。例えばもっとうるものを再商品化して町民に還元できますよというところまでいけるのか、その辺はどうなっとるのかというようなことですね。どのように考えてみえるのか、お聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、プラスチック新法への対応についての御質問にお答えをいたします。

分別基準の周知については、伊勢広域環境組合及び構成市町と協議・情報共有を

図りながら進めており、現在、ごみ収集日程カレンダー、ごみ分別アプリ、町広報紙等で周知を行っております。なお、アプリの町内登録者数は157名となっており、10月に実施予定の町内一斉クリーン活動などを通じて、今後も登録を推進してまいります。

さらに、子どもから大人まで、多くの方に分別への理解を深めていただくため、分かりやすいポスターやチラシを作成し、周知するとともに、児童・生徒を対象とした分別教室の実施を検討しております。

町の方針といたしましては、今年度からプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック製のバケツやハンガーなど、いわゆる製品プラスチックの分別を当町においても令和5年度から開始を予定しております。

現在、町内で回収し、伊勢広域環境組合へ搬出された資源ごみは、後に衣類や農業用資材、トイレトペーパーなど身近なものに再商品化され、資源の循環が図られております。自分たちが出したごみの流れが見える化されることは、分別への協力意識を高める重要な手だてであることから、排出される資源ごみの量と再商品化に必要な量を分析し、町独自、また、あるいは、市町が連携して再商品化が実現できるのであれば、実行に移したいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川多一議員。

○4番（長谷川多一） せっかく当町も、ゼロエミッションですか、6町で排出ゼロの宣言もされておりますし、CO₂のですね。それに絡んで、やっぱりプラスチック新法だと思いますので、そこまで宣言もしてるところなんで、ただ単にどこかに委託するというのではなくて、できれば当町はこんなことをやっとなるんやと言えるような施策を講じていただければ幸いです。それをお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

続きますので、6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） おはようございます。6番議員、若宮淳也でございます。議長よりお許しいただきましたので、質問させていただきたいと思っております。

今年も9月に入りましたが、今年は比較的雨が多い年と言われておりますけれども、引き続き大雨やゲリラ豪雨、そして台風などに対する防災意識も高めていかなければなりませんし、新型コロナウイルス感染症への対策も引き続き徹底していかなければならない状況ですが、山積する度会町の課題の一つ一つをスピーディーにクリアしていかなければなりません。そういった観点も含め、2点ほど質問のほう

させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず、文化ホール等の必要性についてお伺いしたいと思います。

現在、度会町にはそれぞれ各地区に公民館があって、そこで自主的な活動やイベントなどが常日頃行われております。町民の自主的な活動を支えていくことは、町民がいろいろな方と交流し、支え合って地域をつくり上げていく原点であり、町の基盤となるものであります。現状、活動には防犯・防災やスポーツや文化、そして教育、高齢者福祉、町への要望活動など多岐にわたっております。これらの活動を支援していくことは町の大きな役割の一つだと考えております。

また、一方で、各地区の規模を超えるような取組もあり、地域間の交流や度会町全域にわたる取組などは、各地区の公民館などでは手狭で、設備も不十分な場合もございます。

近隣市町を見てみますと、文化ホールや福社会館等の比較的大きな施設が存在しております。度会町は、何か大きなイベントや講演等をする際は、中学校の体育館やJAさん等団体の施設などをお借りして行っている現状でございます。これからの度会町の町民福祉の向上や、スポーツや文化、そして教育活動の推進、町外の方との交流を大切にしていく上では、独自の文化ホールが必要なのではないかと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

また、文化ホール等の必要性はこれまでも他の議員の方より質問がございましたが、具体的にどの場所で、どのような規模で、どんな機能を持った施設にするかということ想定したり、議論するまでには至っておりません。

そこで、先般、町民の方より寄附いただきました美化センター近くの土地は、面積も広く、役場にも近く、そして玉城インターからもアクセスがよいと。町民の方をはじめ、町外あるいは県外の方にも来ていただきやすい場所であると思われま。この広い立派な土地は文化ホール等を建設するのに適している候補地ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上、必要性和、それに伴う建設場所の二つの視点から質問させていただきましたので、御答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、文化ホール等の必要性和寄附された土地の利活用についての御質問にお答えをいたします。

質問でも触れていただいたとおり、当町の区や自治会では様々な自主的な活動が行われております。コロナ禍の影響は受けておりますが、区単独で文化祭を行う団体もあるなど、地域の積極的な活動をとてもうれしく思っております。

また、芸術、文化、教育などの幅広い活動拠点として中央公民館が利用されております。町民文化祭などの催しでは、町民体育館や中学校体育館も併せて活用され

ており、これらの町民の自主的な活動のための拠点整備はとても重要であると思います。

文化ホール等の整備につきましては、過去にも議員の方々や町民の皆様から御質問や御意見をいただいておりますが、現時点での文化ホールの新設に限って申し上げますと、早急に推進していく状況ではないとの認識を持っております。

その理由といたしましては、建設に係る財政上の負担や国等の補助制度が整っていないことなど財源的な調整課題に加え、福祉、防災、教育などにおける山積する政策課題とのバランスを考慮しますと、直ちに建設に踏み込むことは難しいとの考えであります。

しかし、なお、現在の活動拠点として利活用されております中央公民館等の既存施設につきましては、耐震改修工事やバリアフリー化など長寿命化対策を施してまいりましたが、町民の皆様様の様々な活動を支援するため、昨年3月に策定した個別施設計画に基づき、更新等を積極的に検討していきます。

また、先日寄贈された土地の利活用につきましては、6月定例町議会において大西議員の御質問にお答えしましたとおり、様々な角度から町の発展につながる活用方法を検討してまいりたいと思いますので、今回の御質問も御意見としてありがたく頂戴をいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 文化ホール等の必要性は、文化等という視点ではなく、防災拠点になったり、現在で言いますとワクチン接種の会場になったりとか、複合的に、多目的に活用できるものになると考えております。

町長が言われました中央公民館等の改修等も考えていただいているようですけれども、また、駐車場の問題とか、そういった課題も多々これから出てくるかと思っておりますけれども、私的には文化ホールというのが一つ、大きな場所が必要になり、いろんな活動もこれから幅を広げてできるのではないかというふうには考えております。

町といたしましては、現在は文化ホール等の建設については現段階では必要ないという認識のようですけれども、町外、そして県外ともに度会町に足を運んでくれるようになり、様々な用途で様々な方々との交流の場にもつながると思っておりますし、ぜひ検討していただきたいと思っておりますし、また、町長の公約にもつながることあるかと思っております。

御答弁にもありましたように、現段階では文化ホール等の建設場所としては想定していないということですが、前回、大西議員のほうも質問がありましたように、それでは、この寄附していただいた広い土地をどのように活用しようとするお考えなのか、また、どのような活用をするにしましても、まずはいろいろな、大

きさ的にはどんなものがここでは建てられる、建設できる、例えばグラウンドとか、そういったものも使用できるかと思えますけれども、それに対しても、まず地盤調査等、そういった様々な土地の調査というのも行っていく上で、その後にもまた検討すべきことがあるというふうには思えますけれども、そういう頂いた土地の調査等というのはどの程度進んでいるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 頂いた土地に関しては、町で今、管理をしております。そこについては、これからしっかりと皆さんの御意見も頂戴しながら研究をしてまいり所存でございますので、またいろいろな御意見がありましたらお聞かせを願いたいと存じます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） この土地に関しましては、町民のたくさんの方からいろんな意見を頂戴します。私たち議員におきましても、町民の皆様の意見、声を上げるというのが一つの役目でもございます。寄附いただいたこの広い土地をどのように有効活用していくか、また、これからこの土地を活用していくために様々な視点からの調査と検討をやはりしていかなければならないと考えますので、土地の有効活用という視点から速やかに必要な調査等を行っていただきたいと申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染者への支援体制の強化について質問させていただきます。

この夏は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、この度会町でも多くの方が感染されております。いまだ感染者が出ている状況ですし、冬には再び感染拡大の波が来るのではないかというふうに言われております。国のほうでも療養期間の変更を決定し、県でも感染者の全数把握をやめて、仕組みの変更がなされておるところでございます。

ただ、これからも新型コロナウイルスの影響が続くことが想定され、度会町としてもしっかりと取り組んでいかなければならないことには変わりはないと言えます。例えば先月の度会町の感染者数を三重県の発表を基にまとめてみますと、8月は合計で343人の新規感染者が確認され、最も多い日が8月21日の34名でした。

現状ではいつどこで誰がかかるか分からない、そういった状況ではありますけれども、非常に感染力の強い今の新型コロナウイルスという形になっておりますので、このように感染者が度会町で、そしてそれぞれの地域で増加しますと、保健所や県の対策チーム、医療機関などが機能しなくなり、感染者はいち早い情報も受け取れない場合も出てきます。

いつ誰が感染してもおかしくない状況で、感染された御家族はすごく大変であり、困惑されると思います。自宅療養でもなかなか隔離ができなかったり、食事はどのようにしたらいいのか、あるいは、子どもの送迎など難しいなどのお声も頂戴いたします。感染した御家庭に対して、国、県、町からどのような支援が受け取ることができるのか、食料品、日用品の支援を受けるためにはどのように町に相談すればいいのか、事前に全町民にしっかりとした周知をすべきだと思います。

これまで度会町では感染防止対策に力を入れてきましたけれども、これからはそれに加えて、感染者家族への支援体制を改めて構築し、相談窓口や緊急の対策チームなどをつくって、直ちに町民と連携が取れるよう強化していく必要があると考えますけれども、町のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まず、その前の質問で、中央公民館の改修等と言いましたが、更新、建て替えます。場所はまだどこかは検討中ですが、老朽化をしておりますので、改修ではなく、建て替えを検討しております。そういうことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、若宮議員の二つ目の質問にお答えをいたしたいと思います。

新型コロナウイルス感染者への支援でございますが、まず、町での食料支援については、保健所から陽性者等が度会町の担当課へ直接連絡するよう伝えていただいております。8月末時点での件数は39件ということでございます。町民への周知の方法につきましては、町ホームページ等での情報提供などを強化いたしました。

なお、御承知のとおり、先週の7日より、ウイズコロナの新たな段階への移行を見据え、陽性者であっても、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後、あるいはその他無症状の場合や濃厚接触者は、食料品等の生活に必要な最低限の買い出し等は、なるべく混雑する時間帯を避け、感染対策を徹底することで、短時間であれば認められるなど、外出自粛についての見直しがなされたところであります。

その他の支援策としては、昨年度、研究用抗原検査キットを全住民に配布をいたしました。その予備がまだございますので、希望があった方へはみらい安心課から配布をしております。

また、貸出用のパルスオキシメーターも10台準備しておりますが、基本的には県が貸し出していることもあってか、あまり要望がない状況にあります。

最後に、感染者家族への支援体制の構築ということで、対策チームをつくってはどうかという御意見については、御承知のとおり、町では令和2年度に感染症対策の推進などを所掌事務とする対策本部を立ち上げるとともに、関係課によるプロジェクトチームを設置し、各課の役割分担と連携の下取り組んでおりますが、さらな

る組織の強化を図りながら対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症は二類感染症相当に指定され、県保健所の対応となっており、町には全ての情報が上がってくるわけではございませんので、プッシュ式、つまりはこちらから電話をかけての支援は行えない現状にあることを御理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 今までも39件の支援を行っていただいているということですので、非常に感染された御家族に関しましては、そういった支援というのは本当にありがたいというふうにも思います。感染者への支援の内容というのをホームページのほうで掲載していただいているということであり、また、ネットでの周知というのも現代では必ず必要にはなってきますけれども、広報わたらい等、しっかりとした周知というのをこの先もしていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほど町長の答弁の中でも、どのようにすれば支援を受けられるというのも御説明がありましたけれども、一応町ホームページのほう私も拝見させていただきましたけれども、9月の9日にこれ掲載されております。ですので、それ以前の方というのは多分周知し切れてない部分があって、分からないかなというふうには思います。ですので、そういう早期に周知することも今後いろんなことにあっても大切なことだと思います。

いろいろな、私も声を頂戴しておりますけれども、例えば隔離が私のところできないんやけどもというところもございますし、あとまた、老夫婦ですので、なかなか近くに息子さん、娘さんがいないと。ですので、何か欲しいときにはどうしたらいいかとか、そういったこともお聞きします。

そういう形で、このホームページに載せてもらってるところを見ますと、どういうふうな問合せをしたらいいのか、あと、証明書等は必要かどうかというのも、見る限りではなかなかちょっと理解できないかなというふうには思いますので、この辺もしっかり細かい周知をしていただきたいと思いますというふうに思います。電話一本で申請できるということで、町民の方も安心はすると思います。それを事前に周知していただきまして、町民の不安解消に努めていただきたいと思います。

いずれにしましても、新型コロナウイルスにつきましては、国や県の動き、近隣自治体の動きも情報収集しっかりしながら、度会町では感染防止対策、加えて、もし町民が感染した場合の支援策の強化、そして町民への周知徹底を努めていただくことをお願い申し上げまして、これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 過日、質問通告をした貞森でございます。私は2点について町長にお願いしたいので、今日は発言をさせてもらうことになりました。

最初の問題は、広域環境組合で今計画中のごみ処理施設ですね、新しいごみ処理施設のことについて質問したいと思います。町長に度会町を代表してこんなこと言うてほしいというのを言いたいがために、今日はここへ出させてもらいましたので、ちょっとお聞きください。

私も環境議員の一人として伊勢での会合に出させてもらっています。度会町も含めた四つの市町でつくっている環境組合は、今、新しいごみ処理施設をどこまで進めているかという、いよいよ業者を数社の中から選択するという、そういう時期になっておるんです。ところが、我々はそんなに詳しいことはあまり聞いてないんです。

一番私が気にしているのは、ごみを燃やしてはいけないと。特にプラスチックを燃やしてはいけない。今、長谷川議員も言われましたけども、プラスチックはリサイクルするんだと。それで、私も私なりに資料を集めて、国の、環境省の資料を読ませてもらいましたら、今、国会議員の人の中にも、まだちょっとぴんときてないと。プラスチック燃やしたらええんやという、そういうサーマルリサイクルという言葉が以前あったんですが、今はもうそれはリサイクルとはいいませんと言うとるのに、まだ国会議員の中に燃やすのがいいんだと言うとる人がおるけど、それは完璧間違いですよと。国会の中の委員会ですらそういう答弁をしておるんですね、環境省が。

ですから、今、伊勢で計画しておる、広域環境で計画しているごみ処理施設は、それを燃やして発電しようという施設なんです。今のごみ処理施設は発電はしておりません。今、発電しようとする、普通の家庭ごみでは火の力が弱いんです。ですから、発電はできません。どうやったら発電できるかという、プラスチックのキャップなんかあるでしょう。強化プラスチックというそうですが、あれを燃やすとなかなか力が出て発電ができるということになつとるんです。

ところが、今あのプラスチックの中でもキャップなんかは燃やしてはいけないという法律がこの4月から施行されとるんですね。去年の6月やったかに決まって、この4月からもう既に始まつとるんです。それなのに、まだそれを燃やして発電しよう。過渡期でありますから、国もきちっとしたことをよう言わんと、四つの市町でやつとるところが計画しとるときに、そこそこ、まあ問題はあるけどやるまいかみたいなところで認めてきたんじゃないかと思うんですね。

せやけど、これはね、一旦焼却炉を造ったら、また30年や40年使うと思いますね。

日本の2050年の目標は、国の目標ですよ。カーボンニュートラルというて、炭酸ガスを出さないという、そういう計画なんです。そしたら、それに合わせた造り方をしていかないと、今、発電するような装置造ったたら、そのときにまた壊さなならんと思うんです。

よう似た施設が松阪で今稼働中なんです。松阪はもうちょっと早かったですし、松阪市単独ですから、いろいろごみ燃やして発電しとるんですが、伊勢市の広域では、もうそれは、今はまあ過渡期で認めるとしても、2050年にはこれはもう廃棄せないかんわけですね。そういう運びになっとるんです。そんなものを今造ってええんだらうかと。

だから、我々は会議に出たとき意見は言わせてもらいますけど、町長は理事の一人ですから、度会町を代表して、これはちょっと待ってくれと。今言うところごみ処理施設は、令和9年、2027年に稼働しようという、そういう計画で進められとるんです。まだ土地の買収は、ほんなんできておりません。あるいは、土地を提供してくれる地域の環境整備もきちっとは決まっていますけども、そういう今、過渡期の、この燃やしてはいけないというプラスチックを燃やして発電しよう。これはね、私はとんでもないことだと思うんです。

時代の流れに合って、頭を大体切り替えていかないかん時期にね、今までどおりでやろうというのは問題があると思いますので、町長には理事会でぜひ度会町を代表して、これはちょっともう一回考え直そうじゃないかと、こう言うていただきたいというので、私はここへ出させてもらいました。

プラスチック燃やしたらいかんとか、そんなんはね、今の世界中の異常気象をテレビで見ると、あっちこっちで水害が起こったり、火災が起こったりしてますね。これがどうも我々が長いことやりたい放題やってきたツケじゃないかと思うんですね。そこをちゃんと反省しないとね。

私はたばこのときにね、受動喫煙というのは、そんなことあるかいなと思ってましたけど、やっぱりそうでしたね。たばこ吸う人のはたにおると、自然に自分も喫煙したみたいな状態になるというのは、そうなるんだそうですね。そういうのを科学でちゃんと解明していった。

今回のこのプラスチックを燃やす、これもね、科学で解明していったら、これが異常気象だとか、あるいは、世界中の大災害のもとになっておるのはこれだということになったんで、日本政府も慌てて、2050年にはもうカーボンニュートラルでいきますよと。度会町みたいに山がたくさんあるところはね、まだまだ二酸化炭素を吸うところがありますけども、日本中そうではありませんから、そういう意味で、今、四つの市町で計画中の、この発電をして銭もうけして何とかしようという、そういうのはやめたいと思うんですね。それで、町長に理事会でぜひ発言していただ

きたいと。

それから、今、質問にもありましたように、ごみの量をなるべく減らして、そして、だんだんだんだん小さなかまにしていって、安う上げるようにしてもらいたいと。それから、四つの市町と関係なく、業者とも関係ない専門委員会を設置してくださいと私ら言いました。説明会やほんなときにね。そしたら、それをつくりますと言うてましたが、もういよいよ業者選定しようというときに、誰が選考委員なのか、私ら分かりません。少なくとも私ら環境組合の議員にはこの人らが選考委員ですよという氏名報告はいただきたいと思うんですけど、それは私らもらっていません。

ただね、ホームページで言うというのはありますけど、私はそのホームページやほんなこと分かりませんのでね。ほかにホームページ分からない人ようけおると思っていますので、まだ田舎にはね。そやで、そういうホームページで言うというのは、ほんな気楽なこと言わないでね、私たちに氏名もちゃんと報告して、この何人かは業者にも、あるいは四つの市町にも利害関係がありませんのでというて、立派な大学の先生一人、弁護士一人みたいな、4人でつくったそういう特別委員会が松阪でありますが、それをまねしてつくってくださいと言うてあるのに、それもまだできていません。

それから、派生して申し訳ないんですが、この四つの市町で造るごみ処理施設場の環境整備に金を使うということになっとるんです。その環境整備は、どういふのあるかいうと、伊勢市の公民館を建てるのに度会町らも負担するという、そういうのがあるんです。3億円で公民館と、消防車なんかを入れる車庫でしたかね、それを造るのに四つの市町がというんで、これは伊勢市でやってもらえないかと。伊勢市の公民館ですからね。今ある公民館をこかしてやるんと違うんです。新しい公民館を造るんやったら、それは伊勢市でやってもらえないかと。

ほかのところをね、通学路を整備するとか、そんなんは四つの市町も、引き受けてくれたんですから、ごみ処理施設を設置することを引き受けてくれた地域ですから、それはサービスとしてやってもよろしいが、公民館造るのは、松阪市とは違うんです。四つの市町がそれまで負担していいんだらうかと私は思うんですけどね。例えば度会町の公民館を造るのに四つの市町の人、それは怒りますよ。伊勢市の人らはね。それは逆考えたら、環境整備といいながら伊勢市の公民館まで建てるのはちょっと勇み足ではないんでしょうかというのが私の考えです。

専門委員会をつくってほしいということと、それから、環境整備に度会町がそこまでせんらんかというのは、いろいろまだあるんですが、まあそやけど、状況はね、いよいよこれ業者選定まで来とるんです。もう近々選定すると思うんですね。そのときに専門委員会もできてない、そんなんでもええんだらうかと思えますね。

そんなんで、こんなことを議会で言うてくれと言う人がありましたもので、私はここで、もうこのごみ処理施設のことを私、何回目かになるんですけども、ぜひこれはやめてもらいたい、考え直してもらいたい、稼働を令和9年というのは遅れて10年になってもいいからもう一回考えてほしいというので、町長にお願いするために、この最初の問題を私は質問することにしました。町長の御見解をお聞かせください。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、新ごみ処理施設の建設計画案についての質問にお答えをいたします。

まず最初に、管理者会で協議された内容、決まった内容は、全て組合議会に報告をしておりますことを申し添えたいと思います。ですから、情報は、貞森議員が持っておられる情報と私が説明を受けた情報は全く同じものであることをまずは御理解いただきたいと思います。

ごみ処理施設整備は、ごみ処理施設整備基本計画が令和3年11月に策定され、ごみ処理施設整備・運営事業の事業者を選定する段階に入りました。令和4年2月2日に開催された伊勢広域環境組合議会定例会では、総合評価審査委員会の運営支援を含む発注者支援業務委託費を計上した令和4年度伊勢広域環境組合会計予算を組合議会で可決していただいております。全員協議会での報告を経て、4月27日、伊勢市西豊浜町上区自治会と協定書及び覚書を締結、8月20日には管理者、副管理者全員が上区定期総会に出向き、ごみ処理施設整備に対する協力への感謝の言葉を述べました。

このように、全ては管理者会で協議し、組合議会へ提案、承認を得た上で、執行している事務事業であります。提案者、副管理者である私が後から方針を変えることは適当ではないと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 今の町長の答弁で私は、もうこれでいくんだなという、そういうことに気持ちとしてなりましたが、本当にこれプラスチック燃やして発電するというのは、世界で言うたらルール違反じゃないかと思うんです。ここまで来たんだから仕方がないみたいなことやなしに、どうせ途中でこの発電装置破らなならんと思うんですね。平たく言いますと。2050年までには破らなならん。そんなものを造るのでええんでしょかと。というので、私はこの間も広域のときにも言わせてもらいましたが、もうここまで来たら仕方がないというのは、私もそう思います。仕方がないと思いますけど、けれど、こんなんでもええんでしょかと。町民の金を、すごい金使うんですよ、これ。積み立ててあるといいながらね、町の金です。

皆さんの税金から造るんです。

度会町は伊勢市の大きな組織へ後から入れてもらった。明和もそう、玉城もそうと。そういうことになっとなって、議員の数も伊勢は10人、度会2人、玉城2人、明和2人と、確かに組織もいびつではありますけどね、だからというて、私らは遠慮して、物言うたらいかんということと違って、堂々と言うてほしいということで、私らが議会でしゃべることはしれていますけども、町長らの言うことは迫力ありますから、雑談でもよろしいで、これ見直してくれへんかというのをぜひ言うていただきたかったんですけど、この問題はこれで終わりにさせていただきます。

二つ目入らせてもうてよろしいか。

二つ目は、私もいろんな人からいろんなことを、こんなこと言うてくれへんかという、あるいは、こんなことを議会で決めてくれ、町で決めてくれへんかというので頂いた質問なんですけど、御高齢の方からこう言われました。年食うてくると、私もそうですけど、耳も目も見にくくなってくると。その中で、耳が聞こえないというのがね、特に認知症になる可能性が強いと。私、毎月取っておるNHKの雑誌にも、その認知症のことが、耳の聞こえにくいことから始まるというのは雑誌に載ってまして、これは、この人が言うてくれたことは一遍議会で言わないかんというので、補聴器がピンからキリまでの値段でありますね。特に補聴器は高いと。もうあれ業者が儲けたくつとるんちゃうかと思うぐらいね、高いのもあるんですけど、そういう意味で、認知症になると、この人の管理がね、年食うてからの認知症、平たい言葉で言うと、悪い言葉でいけませんけど、ぼけですね。ぼけると、扱いにくいんです。これは家族の方もそうですし、施設の方もそうだと思います。ですから、認知症の方預かってくれるところが少ないです。普通の人でも年食うていくと頑固になってなかなか扱いにくいのに、それへ認知症が入ってきますと、何とも仕方がないと。ですから、それになる前に、補聴器を買うのに補助金出してくれへんかと。

私は一遍、役場はね、今こういう補助金の制度がありますって、だあっと一覧表になって出してほしいんです。例えば私が家破るということになりますと、古い家をね、そしたら、補助金が出るいう制度があつてね、これはありがたいなど。その代わり、耐震装置して、こんなものも耐震してもあかんという、それ以外のやつは、まだちょっと使えるやつは壊してもいけませんけど、もうこれは放っておいたら傾いていくやろうというやつについては補助金が出るんですね。ほんなん私知らなかったんですけど、役場うろうろしとって、教えてもろてしたら、そういう制度があるということになりましたもので、この難聴の場合も、僕はこういうのをつくってくれって、制度だけつくってほしいんですわ。

例えば役場の方でね、5万円までは自分で持てよと。それ超えた分の半分の何万円まで、これが限度で補助金出したるわという、それでいいんです。私はこういう

制度をつくってもろたらええので、金額や何回まで使えるかということは、もう役場の人にお任せしますから、すみませんが、難聴の方が将来健康で長生きするようにね。ぼけないように、認知症にならないように、何とか補聴器を買う制度をつくったってもらえないかと。

私ら、歯もそうですけど、一旦歯直したらもう30年使えるんと違いますね。自分の体も動いてくるんです。耳もそうで、一旦作ったらもうずっと死ぬまでその補聴器で使えるんやないんですね。耳も形が変わってくるそうです。ですから、1回しか駄目ですよとかね、それから、何万円以上やないといけませんよという、そういうのはもう役場にお任せしますから、難聴の人に、例えば1回だけでもよろしいで、補聴器を買うときにはこんだけの補助をしますよという制度をぜひつくったってもらえないかというので、皆さんから、住民の方から言われたので、それは一遍言うてみましょうというのでここへ出させてもらいました。これが二つ目の補聴器の補助の制度でございます。よろしく御審議お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

難聴者の補聴器購入の際の補助金に対する考え方についての御質問でございますが、認知機能の低下や認知症のリスクを減らすために補聴器の使用を推奨するといったことについては、WHOのガイドラインにより、十分なエビデンスがないとの結論づけがなされております。このような要因もあってか、三重県や近隣市町におきましても、補助制度の構築がされていない現状にありますが、進みゆく高齢化社会に対する課題と捉え、今後も動向を注視しながら、研究を重ねてまいりたいと考えております。

なお、聴覚障害により身体障害者手帳を有する方や障害者総合支援法の対象疾病に該当する難病患者の方に対しましては、補聴器購入に対する補助制度があります。また、聴覚障害者以外の方につきましても、医師等による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入費用であれば、所得税等の医療費控除の対象となる場合がございますことを申し添えて、答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 私もこの制度が日本でそんなにたくさんあるとは思ってないんです。ですから、南のほうの小さい町できらっと輝くような制度をつくってもろたらありがたいなという意味で言わせてもらったんで、度会町だけが飛び跳ねてするような、そんなこと、意識やなしにね、やっぱりちょっとそういうのを高齢化が高いこの町で考えてやろうかというふうにならなるとありがたいというので、今日は難聴者の方の補聴器の補助のことについて発言をさせていただきました。

もともと障害者の人に補助があるということは、私もこれは聞いて知っておりますけども、健康な人で長生きしてほしいというので、できたら将来考えたってもらえないかなというつもりで、無理だろうなと思いつつも発言させてもらいましたので、これで終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時57分休憩）

（10時11分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席者数は9名でございます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 中森 慰議員。

○予算決算常任委員長（中森 慰） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第35号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第3号）、議案第39号 令和3年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定について、以上、議案2議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定すべきものと決しました。

また、報告第4号 令和3年度度会町健全化判断比率及び資金不足比率については、関係課長、係長が出席の上、報告を受けました。

以上、これをもちまして、予算決算常任委員会に付託されました議案報告を終わります。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 若宮淳也議員。

○総務住民常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第36号 令和4年度度会町国民健康

保険特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第41号 令和3年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第42号 令和3年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第46号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号 度会町税条例等の一部を改正する条例について、議案第49号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第50号 度会町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しにつき同意を求めることについて、以上、議案12議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決・認定・同意すべきものと決しました。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 舟瀬 勝議員。

○産業教育常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第43号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第45号 令和3年度度会町水道事業会計決算の認定について、以上2議案について、教育長、関係局長、課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり認定すべきものと決しました。

また、請願第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書、請願4件については、慎重審議の結果、いずれの請願も採択すべきものと決しましたので報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決で、決算関係につきましては、いずれも認定であり、また、請願関係につきましては、いずれも採択すべきものであります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論(議案第35号～議案第50号)

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第35号から議案第50号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第35号から議案第50号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決(議案第35号～議案第50号、請願第1号～請願第4号)

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第35号 令和4年度度会町一般会計補正予算(第3号)から議案第50号 度会町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しにつき同意を求めることについてを採決いたします。

議案第35号 令和4年度度会町一般会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第36号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第37号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第38号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第39号 令和3年度度会町一般会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第40号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第41号 令和3年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第42号 令和3年度度会町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第43号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第44号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第45号 令和3年度度会町水道事業会計決算の認定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第46号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第47号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第48号 度会町税条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第49号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第50号 度会町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しにつき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

以上、議案第35号から議案第50号までの16議案は、全て原案どおり可決されまし

た。

これより、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件について、討論を省略して、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

請願受理番号第1号から第4号までの請願4件に対する委員長報告は、それぞれ採択すべきものであります。

請願第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

続きまして、請願第4号 防災対策の充実を求める請願書に対し、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、請願第4号は採択することに決定いたしました。

以上、請願受理番号第1号から第4号までの請願4件については、全て採択することに決定をいたしました。

暫時、休憩をいたします。

(10時31分休憩)

(10時38分再開)

○議長(濱岡 裕之) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第1号～発議第4号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日議員提出されました発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（の提出について）、発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（の提出について）、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（の提出について）、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書（の提出について）、以上、発議第1号から発議第4号までを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第4号までを日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（発議第1号～発議第4号）

追加日程第2 それでは、発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（の提出について）、発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（の提出について）、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（の提出について）、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書（の提出について）に対し、提出議員より提出理由の説明を求めます。

8番 舟瀬 勝議員。

○8番（舟瀬 勝） 発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月15日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

同じく 度会町議会議員 貞森 義和

同じく 度会町議会議員 西井 仁司

提出理由、2020年度の教職員定数について、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により、教職員の自然減を上回る定数の措置には至っておらず、学校現場の人的配置の充実を求める多くの声を反映したものにはなっていません。また、中学校

の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については、現時点において示されていません。

教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの豊かな学びの保障につながる基盤となるものです。子どもたちが安心・安全に学べるようにするためにも、全ての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書の提出理由であります。

発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月15日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 西井 仁司

提出理由、三重県では現在、第二期三重県子どもの貧困対策計画に基づき取組が進められています。そして、その基本理念には、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況を目指すと示されています。

関係機関と連携し支援を行うなどの取組は今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援が極めて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる充実が必要と考えます。

高等学校等就学支援資金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合は就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど、改善すべき課題があり、国の責任において、さらに進めていくことが求められます。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障する、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書を提出する理由である。

発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月15日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 西井 仁司

提出理由、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、生活水準の維持向上を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

教育の全国水準の機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

教材費等は現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。一般財源ではなく国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差を生じないように、必要な財源を確保する教育国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充を含めた制度のさらなる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これが意見書を提出する理由であります。

発議第4号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を、度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和4年9月15日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町議会議員 中西 久博

度会町議会議員 貞森 義和

度会町議会議員 西井 仁司

提出理由、2022年3月25日に文科省が示した第3次学校安全の推進に関する計画では、学校施設設備の安全性確保のための整備として、老朽化対策の推進はもとより、対策の遅れている非構造部材の耐震化の推進や、近年激甚化、頻発化する風水害対策も重要であるとされています。

2021年4月現在では、三重県において、公立小・中学校の全体の23.3%に当たる115校の小・中学校が県の公表する津波浸水想定地域内に立地し、うち105校は避難所に指定されています。新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時に避難所は開設されています。

国が示したガイドラインには、個人用防護具の準備、スペースの適切な分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためには、国からの財政的支援の充実が不可欠です。政府の責任において、安心して被害者が避難できるよう備えるべきです。過去の災害に学び、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定し、防災対策の充実を進めることを強く切望するものです。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい、これがこの意見書を提出する理由です。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎質疑（発議第1号～発議第4号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号から発議第4号まで、以上、発議4件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

発議第1号から発議第4号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論（発議第1号～発議第4号）

追加日程第4 これより、討論を行います。

発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（の提出について）に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書(の提出について)に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第2号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書(の提出について)に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第3号に対する討論を打ち切ります。

続きまして、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書(の提出について)に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第4号に対する討論を打ち切ります。

これで、討論を終わります。

◎採決（発議第1号～発議第4号）

追加日程第5 これより発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（の提出について）から発議第4号 防災対策の充実を求める意見書（の提出について）を採決いたします。

発議第1号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（の提出について）に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第2号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（の提出について）に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第2号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（の提出について）に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第3号については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第4号 防災対策の充実を求める意見書（の提出について）に対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、発議第4号については、原案どおり可決されました。

発議第1号から発議第4号までの発議4件については、全て原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもって、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和4年第3回度会町議会定例会を閉会いたします。

(10時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員